

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社トーエイ 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
工事等の名称	松戸市複合機賃貸借（再リース）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	モノクロ 1カウント当り 0.66円 カラー 1カウント当り 6.26円 最低利用料金 2,112,180円
工事等の概要	複合機の賃貸借
随意契約の理由	令和元年9月より内部情報系ネットワークで使用している本庁舎（京葉ガスビル、京葉ガス第2ビル含む）に設置の複合機に加え、出先拠点に設置の複合機、各所属独自で調達している複合機を一括で賃貸借し、本市が別途調達をするICカード認証印刷システムと連携することで、ペーパーレス化の推進による印刷コストの削減や印刷機器の統一したセキュリティ対策を実施している。 本調達は、現行の長期継続契約が令和6年8月31日をもって満了となり、令和8年3月末まで再リースを実施しているが、現在の利用状況やリプレイス時の安全性、タイミングを考慮し、さらに再リースを実施するものである。 賃貸借にあたり、安定稼働する条件に加え、本市の情報系ネットワーク内で利用することから、高度な行政情報の保護を確保するための業者の信頼性が特に要求され、総合的判断に基づき契約相手を選定する必要がある。

	1 本調達機器について、本市ネットワーク上においての設定内容及び各機能等を理解していること。 2 本市の IC カード認証印刷システムについての構成・各種機能・設定内容等を理解しており、業務影響を考慮し正確かつ円滑に本システムに機器が接続し利用できること。 3 再リースすることで、ネットワークや機器の設計・設定・展開等の作業工数及び期間の削減が可能なこと。 4 機器などの不具合が発生時に本市ネットワーク、IC カード認証印刷システム等の範囲を的確に原因の切り分けを行うことが可能で、かつ迅速に機器を正常に使用できる状態まで復旧することができること。 5 個人情報の保護に関する法律及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。 よって、本業務にかかる業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。 株式会社トーエイにあつては、前条件を充たすとともに「松戸市複合機賃貸借（長期継続契約）」の調達業者であり、同様の導入実績があり設定内容及び運用方法を知悉しており、本業務の相手方として、最も適切な業者であるといえる。 従って、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者のみから見積書を徴するものとする。
--	--